平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 3 号地域資源マネジメント研究科教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学教員人事規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第30号)の規定に基づき、地域資源マネジメント研究科の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の採用又は昇任に関して必要な事項について定めるものとする。

(教員選考委員会等)

- 第2条 地域資源マネジメント研究科長(以下「研究科長」という。)は、理事会の承認があったときには、理事長の指示の下に、教員選考準備委員会(以下「準備委員会」という。)及び教員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 準備委員会及び委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 3 委員会は、原則として、研究科長、副理事長又は理事1人(教授又は准教授を採用する場合に限る。)、学外からの委員2人及び教授会の構成員から選出された教員若干人により構成する。

(公募)

第3条 委員会は、原則として、選考する教員の候補者(以下「候補者」という。)を学内 外の公募により求めなければならない。

(選考)

第4条 委員会は、応募者について、別に定める選考基準に基づき審議し、候補者を選考 するものとする。

(報告)

- 第5条 研究科長は、委員会における候補者の選考結果について、候補者の比較検討状況 を明確にし、審議過程を含め理事長に報告しなければならない。
- 2 研究科長は、前項の報告を行うに当たっては、あらかじめ教授会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。